

2024年問題

～ 働き方改革関連法の猶予期間終了がせまる今
十分な対応が必要です ～

2019年から順次施行されてきた働き方改革関連法の猶予期間が、この3月末で終了を迎えます。この改正に伴って生じる問題が「2024年問題」です。内容を把握し適用に正しく対応していくことが大切です。

未払残業代請求権の時効

2020年4月1日以降に支払期日が到来する未払残業代を請求できる権利の消滅時効期間が3年となりました。(ただし支払期日が2020年3月31日までの分については2年)

実は法律での消滅時効期間は5年に延長されており、今は「当面の間の経過措置として3年」とされています。今後、2025年4月以降について3年据え置きか、4年あるいは5年にするかの検討がなされます。

残業代の割増率50%

時間外労働(残業)が1か月60時間を超えた時の割増賃金率が、大企業・中小企業ともに50%になりました。2023年4月1日から労働させた時間について、割増賃金の引き上げの対象となります。

主な改正

残業時間の上限規制

時間外労働(残業)の時間数について、労使協定(36協定)があっても年間720時間以内でなくてはならない、などの上限規制が施行されています(大企業は2019年から、中小企業は2020年から)。

これまで一部の業種(自動車運転業務・建設事業・医師等)においては上限規制の適用が5年間猶予されてきましたが、2024年4月1日から上限規制を受けることとなります。たとえば自動車運転業務の場合は年間960時間が上限となります。



以上のような改正がなされた結果、2024年に様々な影響が出てくると予想されています。企業はこの改正をふまえたコンプライアンス(法令遵守)をどのように実行していくか、実行できない場合どのような問題が起き得るか、よく把握し検討する必要があります。また、従業員も自身の法的権利を理解し、侵害されている場合どうしたらよいのかを考えなければいけません。

しかし2024年問題を正しく理解するには量も多く難解ですから、気づかないまま問題を大きくしてしまうことがあります。そうならないためには、専門家である弁護士にご相談されるのが一番の対策と言えます。些細なことでもわからないことを聞きたいと思われたら、当事務所の弁護士にお気軽にご相談ください。



NISHIYAMA・SHIMOIDE LAW OFFICE
西山・下出法律事務所

弁護士 西山 一博 弁護士 下出 太平 弁護士 柳川 豊 弁護士 杉浦 正規

〒460-0002 名古屋市中区丸の内三丁目6番27号 EBSビル5F

TEL.052-957-1106 執務時間 9:30~18:00 土・日・祝日休

<http://www.lwo.jp>

